

[事案 28-345] 新契約無効等請求

・平成 29 年 10 月 27 日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

契約時に、保障内容について募集人の誤説明があったとして、契約の無効および既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成3年8月に契約した定期保険特約付終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還するとともに、損害賠償をしてほしい。

- (1) 契約時、募集人は代表者の姉に説明をただけであり、募集人からの説明も面談も受けていない。
- (2) 契約時、募集人は、契約内容について、終身 1 億円の保障があるとの誤説明を代表者の姉にし、代表者は姉からその内容を聞いたが、実際には一定期間の保障だった。
- (3) 契約後、募集人は、一度も代表者を訪問せず、サポートが不十分だった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険証券、代表者が自署・押印した申込書等の記載から、本契約が終身 1 億円の保障がある保険でないことは明らかである。
- (2) 募集人は、申立人代表者と面談のうえ、契約内容の説明を行っている。
- (3) 申立人代表者の姉は、申立人の経理担当者として説明を受けた。
- (4) 契約後に、定期的に契約内容のお知らせ等を送付しており、申立人において契約内容を確認する機会は十分にあった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人代表者、同妻、同姉および募集人に対する事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が契約時に申立人代表者と全く面談していないとは認められず、申立人の主張するような誤説明を募集人が行ったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。